
第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

「自ら考え、自ら行動する」自立した消費者を育成するため、体系的な消費者教育を実施する必要があります。県や市町村等の行政はもとより、県内の関係団体等とも連携することで、消費者教育を推進する体制を確立するよう取り組んでいきます。

(1) 県の推進体制

消費者行政部局を中心に、教育行政部局や福祉行政部局等と連携することで、幼児期から成人期（高齢者を含む）までの各段階に応じた体系的な取組を実施します。また、より良い社会の発展を目指し、積極的に関与する消費者の育成を進めるため、消費者教育と一部重なる分野と内容（※）を扱う各関係部局と連携することで、幅広い消費者教育に取り組みます。

※消費者教育と一部重なる分野と内容の例

環境：将来に対する責任や環境とのバランスを考えた消費生活など

食育：地産地消や栄養表示を含めた食品表示の適切な理解など

国際理解：内外の社会情勢や地球環境に与える影響の自覚など

(2) 市町村等との連携

体系的な消費者教育の推進のためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村や学校等が果たす役割が大きいことから、市町村や学校等に対する支援、また、新しい消費者問題や重要な課題に取り組んでいる消費者庁との連携を図りながら各種施策に取り組みます。

(3) 消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するため、消費者に対する啓発や専門的な法律の知識等をもった消費者団体や専門士業団体、事業者等と連携し、より効果的な消費者教育に取り組みます。

2 関係施策の実施状況の報告

本計画に基づく消費者教育施策の実施状況について、毎年度、取組事項を評価して和歌山県消費生活審議会でも報告するとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。